

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

| | 担当課 | 循環型社会推進課 | 検索番号 | 1 - 3 |
|--|------------------|----------|------|-------|
| 法令名 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 根拠条項 | 14の3 | |
| 不利益処分 | 産業廃棄物処理業の事業の停止 | | | |
| (根拠規定) | | | | |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | | | | |
| (事業の停止) | | | | |
| 第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 | | | | |
| 一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 | | | | |
| 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第五項第一号又は第十項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。 | | | | |
| 三 第十四条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。 | | | | |
| (処分基準) | | | | |
| 愛媛県廃棄物許可業者行政処分取扱要領 | | | | |
| (行政処分を行う場合の原則) | | | | |
| 第3条 行政処分は、行政指導を行うだけでは、法の目的を達成できないと認められる場合に行うものとする。 | | | | |
| 2 行政処分を行うに当たっては、営業の自由を十分に尊重し、何ら合理的な理由なく特定の者を差別的に取り扱い、又は不利益を及ぼすことのないようにするとともに、行政処分の内容は、違反行為の態様等に比例したものとしなければならない。 | | | | |
| (事業停止命令の基準) | | | | |
| 第5条 知事は、許可業者が別表第2の左欄各項のいずれかに該当する場合は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を上限とする期間を定めて、事業停止命令を行うものとする。 | | | | |
| 2 事業停止命令は、当該違反業者に係る産業廃棄物処理業の事業の全部を停止させるものとする。ただし、事業の一部を停止させることにより法の目的を達成できると認められるときは、この限りでない。 | | | | |
| (行政処分の軽減の特例) | | | | |
| 第7条 知事は、行政処分の決定に当たって、情状酌量すべき相当の事情その他知事が適当と認める特別の事由があるときは、第4条(別表第1 1から3の項を除く。)、第5条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、行政処分の内容を軽減することができる。 | | | | |
| 2 前項の場合において、別表第2 2の項若しくは3の項又は別表第3 2の項若しくは3の項に掲げる違反行為等に対する行政処分の内容を軽減する場合は、それぞれ該当する項の次の項の右欄に掲げる日数を下回る日数を事業停止命令の期間とする軽減は、行わないものとする。 | | | | |

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

| | | | | | |
|---------------------------|---|-------------------------|----------|------|-------|
| | | 担当課 | 循環型社会推進課 | 検索番号 | 1 - 3 |
| 法令名 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 根拠条項 | 14の3 | | |
| 不利益処分 | 産業廃棄物処理業の事業の停止 | | | | |
| 別表第2(第5条、第7条関係) 事業停止命令の基準 | | | | | |
| 1 | 別表第1 4、5又は6項のいずれかに該当する場合(第4条の規定により許可の取消しを行わなかったものに限る。) | 180日 | | | |
| 2 | 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第14条の3第2号又は第3号の規定に違反したとき。 (2) 法第15条の2の6第1号、第2号又は第4号の規定に違反したとき。 (3) 法第21条の2第2項の規定による命令に違反したとき。 | 必要な改善期間又は 応急措置に必要な期間 | | | |
| 3 | 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第12条の4第1項の規定に違反したとき。 (2) 法第12条の6第3項の規定による勧告に違反したとき。 (3) 法第15条の19第4項の規定による命令に違反したとき。 | 90日 | | | |
| 4 | 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第15条の2第5項の規定に違反したとき。 (2) 法第15条の2の5第2項の規定に違反したとき。 | 60日 | | | |
| 5 | 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第12条第6項又は第11項の規定に違反したとき。 (2) 法第12条の2第6項又は第12項の規定に違反したとき。 (3) 法第12条の3第1項から第5項、第8項又は第9項の規定に違反したとき。 (4) 法第12条の4第2項又は第3項の規定に違反したとき。 (5) 法第12条の5第1項から第3項又は第5項の規定に違反したとき。 (6) 法第14条第15項の規定に違反したとき。 (7) 法第14条の2第3項の規定に違反したとき。 (8) 法第14条の3第3号の規定に違反したとき。 (9) 法第14条の4第16項の規定に違反したとき。 (10) 法第14条の5第3項の規定に違反したとき。 (11) 法第15条の2の3の規定に違反したとき。 (12) 法第15条の2の5第3項の規定に違反したとき。 (13) 法第15条の2の6第4号の規定に違反したとき。 (14) 法第15条の4の規定に違反したとき。 (15) 法第15条の4の6第2項の規定に違反したとき。 (16) 法第15条の19第1項から第3項までの規定に違反したとき。 (17) 法第18条の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。 | 30日 | | | |

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

| | | 担当課 | 循環型社会推進課 | 検索番号 | 1 - 3 |
|--|--------------------------|------|----------|------|-------|
| 法令名 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 根拠条項 | 14の3 | | |
| 不利益処分 | 産業廃棄物処理業の事業の停止 | | | | |
| (18) 法第19条第1項又は第2項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 | | | | | |
| (19) 法第21条第1項の規定に違反したとき。 | | | | | |
| 6 | 前各項に掲げる違反行為以外の違反行為をしたとき。 | | | | 10日 |